

平成30年度 京都府・京都市への要望と回答の概要

(文責：京親協事務局)

要 望	府回答の概要	市回答の概要
<p>I 障害者福祉計画について</p> <p>※1 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画において記述されている「平成32年度までに必要とされている障害福祉サービスの見込み量」の実現に向けて、次の施策の具体的な実施計画を教えてください。</p> <p>①第5期障害福祉計画における療育介護・短期入所（医療型含む）・共同生活援助（共生型日中支援）の充実について</p> <p>②第1期障害児福祉計画における児童発達支援（重症児対応含む）・放課後デイサービス（重症児対応含む）・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達・医療的ケア児に対する関連部門を調整するコーディネーター・相談支援の充実について</p>	<p>①・サービス管理責任者（児童発達管理責任者）養成研修の受講者は28年度546名、29年度510名。また社会福祉施設等施設整備事業費の29年度実績は15件。</p> <p>・第5期障害福祉計画における32年度までの今後のサービスの見込み量は、計画策定にあたり各市町村ごとに見込まれたものを集計のうえ作成を行ったもので、府として必要なサービス見込み量に応じた体制が構築できるよう、障害福祉に携わる人材の育成や施設整備への補助等の支援を行っていきたい。</p> <p>②・医療的ケア児等コーディネーター養成研修や発達障害専門職研修を実施。また、医療的ケア児等福祉サービス導入促進事業を実施（30年度～）。</p> <p>・重心に対応した児童発達支援、放課後デイの拡大は、障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標に各市町村に1か所以上整備する目標を掲げている。</p> <p>・放課後デイは、事業所の拡大を図り提供するサービスの質の向上が課題で、研修等を通じSST等の導入がされるよう対応を図る。</p> <p>・医療的ケア児等コーディネーター養成研修は今年度から開始。研修受講者には地域における医療的ケア児支援の調整役としての役割を期待し、医療的ケア児へのサービス導入の拡大を図る。</p>	<p>①・短期入所は平成30年4月の報酬改定で、緊急時や定員超過で利用者を受入れた際に報酬で評価される仕組みが導入され、緊急時に限り定員超過の減算が見直された。また、共同生活援助の増加に伴い短期入所の併設等で充実を図っていく。</p> <p>・共同生活援助は、国等の整備費補助の活用で開設費用の負担軽減や開設に必要な情報の運営法人への提供を行い、公的な既存施設の活用を検討していく。</p> <p>②・児童発達支援・放課後等デイサービスは数が急増のため、事業所数が少なく地域偏在も見られる重症心身障害児が通う重心型事業所に、運営補助の引き続く実施と設置促進を図る。</p> <p>・医療的ケア児等コーディネーター育成のため、平成30年度より医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施し、専門的な知識をもった医療的ケア児の支援の調整が可能な人材の確保に努めていく。</p> <p>・児童相談支援は、セルフプラン利用者が多い現状を踏まえ、児童相談支援に関する周知啓発を積極的に行い、児童相談支援の担い手を確保する取組を検討していく。</p>
<p>II 地域生活支援について</p> <p>※1 グループホームの整備に関する次の施策を強化充実して下さい。特に、昨年度の要望以降に強化された内容について教えてください。</p> <p>①グループホームの需給バランスを的確に把握し、建設を検討している事業者やグループ等に対して必要な助成をして下さい。</p> <p>②グループホーム建設の大きな障壁となっている建築基準法や福祉のまちづくり条例の過度の規制の適用を弾力的にして下さい。（市街化調整区域にもグループホームが設置出来るようにして下さい。耐震性、耐火性、スプリンクラー、警報装置、スロープ、点字板等は入居者の特性に合わせて運用して下さい。）</p>	<p>・グループホームの整備は、社会福祉施設等整備補助金で対応しており、近年は協議件数も多く、財政的な点から全ての計画に補助することは困難だが、グループホームは優先的に多く採択をしている。障害福祉計画も参考に効率的な整備を進める。</p> <p>・グループホームなど指定障害者福祉サービス事業所の指定は、建築基準法及び消防法に係る法規・条例の遵守を条件に、今後も消防防災部局、建設部局と連携を密に円滑な指定業務に努める。</p> <p>・厚生労働省に対し建築基準法上の「用途」の過度に厳格な適用により、グループホームの整備が阻害されないよう、国土交通省と調整を図ることを要望している。</p> <p>・国には少子高齢化の進行や人口減少を見据え、支援を必要とする者への整備が行われるよう要望をしている。</p> <p>・グループホームの反対運動について、京都府下（京都市を除く）では承知していない。</p> <p>一義的には事業主体において十分地域住民への説明が行われることが基本と考える。</p>	<p>①今後もグループホームなど地域生活支援サービスの基盤整備で、施設整備は国庫補助を活用し設置事業者に整備助成を行う。</p> <p>②建築基準法が平成30年3月に改正され、戸建住宅等を福祉施設等に用途変更する際に、大規模改修の必要がなく手続きの合理化が図られた。今後も国に必要な要望を行い、過度な規制適用とならないよう弾力的運用に努めていく。</p>

<p>③グループホームにかかる地域住民等の反対運動に対する対応方針と実績を教えてください。</p> <p>④自立に繋がる生活を送るため、学齢期直後の若年者向けのグループホームの整備を図ってください。一方、高齢期も安心して生活出来るよう、医療機関と連携したグループホームの整備を図ってください。</p> <p>⑤空き家や公営住宅（URを含む。）をグループホームとして積極的に活用する施策を展開してください。</p> <p>⑥グループホームが充足するまでの措置として、公営住宅を有効活用し、ホームヘルパーなどの支援を受けながら地域で生活できるシェアハウスを整備してください。</p>		<p>③・平成27年2月に閣議決定の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」で、「国はグループホーム等を含む障害者関連施設の認可等に際し、周辺住民の同意を求める必要がないことを十分周知し、地方公共団体は当該認可等に際し、周辺住民の同意を求める必要がないことに留意し、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行うことが望ましい」とされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一方、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの運営基準では「事業者は、その事業の運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない」とあり、事業者は地域との連携・協力を行う努力義務が課せられている。 ・グループホーム等の施設設置にあたり、事業者が地域住民の同意を得なければならない義務はないが、事業者が地域住民に対し施設設置の説明を十分に行い、理解を得る努力をしてもらう必要があると考える。 ・グループホーム等立地をめぐる反対運動は、障害に対する誤解や理解不足もあると考えられ、障害や障害のある人に対する理解が深まるよう啓発に努める。 <p>④年齢に応じたグループホームの整備は、基準年齢に達した後の対応や基準年齢を満たさない方が入居できない等の課題があり慎重な検討を要する。</p> <p>⑤、⑥空き家や公営住宅のグループホームへの活用等には、建築基準法の改正により福祉施設等への用途変更の緩和等が進んでいる。今後も国に対し要望を行い、必要に応じ関係機関と協議を続けていく。</p>
<p>※2 グループホーム入居者が安心安全な生活を享受できるよう次の施策を充実してください。</p> <p>①グループホームの夜間の職員体制が不十分です。必要な体制がとれるよう助成を拡充してください。特に、入居者の加齢による症状の重度化や医療的ケアの増加に見合う職員体制の充実等に必要な助成額の増加を国に強く働き掛けるとともに、実現するまでの間は独自の助成制度を創設してください。</p> <p>②近年の異常気象に必要な対応が出来るよう、空調設備に助成してください。</p>	<p>①・グループホームの夜間支援体制加算は、平成30年度報酬改定でも同水準を維持。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに、障害者の重度化・高齢化に対応できるよう、常時の支援体制の確保が可能なグループホームの区分として、「日中サービス支援型共同生活援助」が創設された。また、当該類型でも、夜勤職員を配置する場合、夜勤職員加配加算が併せて創設されている。 <p>②グループホームへの空調設備他改修は、国の施設整備補助金の対象となっている。引き続き国に予算確保を働きかけていく。</p>	<p>①夜勤職員の給与体系の充実は、人材確保及び事業運営の安定化の観点から重要な課題と考えている。職員が安心して働ける報酬水準を確保し、介護職員処遇改善加算制度の対象者拡大と加算額の増加を引き続き国に要望していく。</p> <p>②快適な居住環境の確保は利用者に大切だと考えており、事業者に過度な経済負担が生じないよう国等への整備費補助の充実が図られるよう国に強く要望していく。</p>

Ⅲ 障害福祉サービスについて

※1 全ての障害児者が安心して安全な福祉サービスを楽しむことができるよう、福祉人材の確保に向けた施策を強化して下さい。

- ・日中一時支援や移動支援のニーズが多いにも拘わらず、人材不足を理由にサービスが受けられないことがあります。
- ・療養介護病棟で十分な介護が受けられないことがあります。
- ・職員が誇りと余裕を持って働ける処遇と環境が重要です。

・介護・福祉サービス分野の人材確保を図るため、平成27～29年度までの3年間で7,000人の目標に対し、7,021人（うち北部地域1,062人）を確保し、新たに平成30～32年度の3年間で7,500人確保を目標とし、地域医療介護総合確保基金を活用し、総合的な人材確保政策に取り組んでいる。

・平成25年度に設立した「きょうと福祉人材育成認証制度」は設立後6年目を迎え、9月30日現在で制度に参加の宣言事業所が680を超え、府の定める一定の基準を満たす認証事業者も268となっている。学生を始めとする求職者への認証制度の周知と、認証事業所の紹介を進め、若者の業界参入を促進し、若者が自己の成長など夢と希望が持てる業界となるよう、福祉業界の底上げの推進に資する仕組みとして、事業所の人材育成の取組を支援しており、平成28年度からは認証を取得した法人がさらに上を目指す指標として「上位認証」を設定し、現在までに7法人が取得した。

・状況が厳しい府北部地域は、関係市町と広域的に連携し「北部福祉人材養成システム」を展開しており、舞鶴市で介護福祉士養成校、福知山市で現任者研修施設、宮津市で総合実習施設を開設し、人材の確保やキャリアアップを図り、大学等での実習やフィールドワークを北部施設・行政と連携して実施することで、北部地域への大学生の誘導施策も行っている。

・市町村Iターン事業と人材確保事業の連携では、北京都ジョブパークで福祉人材コーナーとUIJターンコーナーとの連携を進め、UIJターン登録者への福祉イベントの案内、UIJターンコーナー主催の就職フェアへの福祉人材コーナーの出展、福祉人材コーナー主催の就職フェアへのUIJターンコーナーの出展、移住コンシェルジュと福祉人材コーナーとの定例会議の開催などに取り組んでいる。

・国に対し、障害福祉サービスの報酬改定にあたり、法の目指す地域生活移行、就労促進等を促すサービス提供の確保や福祉・介護ニーズの拡大に対応出来る人材の安定的確保ができるよう、人員配置基準や報酬額について必要な改善を図るよう要望している。

・安心・安全な福祉サービス提供のため、担い手である福祉・介護職員の処遇改善が重要で、他都市と連携を図り国に必要な要望を行ってきた。

・国では平成24年度に「福祉・介護職員処遇改善加算」が創設され、27年度に福祉・介護職員の資質向上や雇用管理の改善、労働環境改善の取組を進める事業所を対象に、賃金月額1.2万円相当分上乗せを行う加算拡充が図られた。29年度には昇給と結びついた形でのキャリアアップの取組を進める事業所を対象に賃金月額1万円相当の加算拡充が行われ、30年度の障害福祉サービス等報酬改定は全体で0.47%の増額改定が行われ、着実に処遇改善が図られている。

・障害福祉サービス事業者に支払う報酬やその財源の一部となる国庫負担の基準は、法令に基づき定められている。この制度を円滑・長期的に安定運営するには、国の責任で措置を講じてもらう必要があると考え、必要な人員確保や定着につながる報酬額の水准确保に、この度の要望内容を踏まえ引き続き国に要望していく。

・移動支援は、市独自に全身性課程及び知的・精神課程の研修の指定を行い、移動支援従業者の養成を行っている。今後とも従業者確保のため、指定研修の実施及び周知を行っていく。

※2 地域生活支援拠点を整備充実して下さい。

- ・24時間いつでも相談できる体制
- ・引きこもり状態の障害児者への支援
- ・障害児者の体験の機会や場の提供
- ・緊急時の短期入所支援
- ・緊急時の受け入れや体験入所

・地域生活支援拠点設置済み市町村は、京都市・舞鶴市・八幡市・与謝野町。

・障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築する「地域生活支援拠点」は、府内の全ての地域で体制づくりが行われるよう、今後も市町村に働きかけていく。

・市で策定した第5期障害福祉計画で、地域生活支援拠点等に求められる5つの機能（①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を面的整備するため、地域で複数の機関が機能を担う「面的整備型」を基本に地域生活支援拠点等の整備を進めている。

・従来から障害者緊急短期入所事業及び重度障害者緊急時介護人派遣事業等を実施しているが、平成30年4月から京都市障害者24時間相談体制等構築事業で、土・日・祝日等及び早朝・夜間の時間帯の電話相談を受ける「障害者休日・夜間相談受付センター」の設置と、区役所・支所閉庁時間帯に生じた緊急時に普段から関わりのある支援員等の派遣費用を支給する「障害者休日・夜間緊急対応支援事業」の創設を行った。これで区役所・支所及び障害者地域生活支援センターの対応と合わせた24時間相談体制を構築し、地域で暮らす障害のある方の緊急受入体制の充実を進めている。

・現在の施策の他に、地域生活支援拠点等の整備に当たり必要な具体的施策は、今後障害者地域自立支援協議会等で議論したい。

<p>※3 地域生活に不可欠な短期入所施設を大幅に拡充して下さい。</p> <p>①医療的ケア対応の短期入所施設の増設、既存施設の増床、人材の確保並びに報酬単価の引き上げを図って下さい。また、福祉型短期入所施設で医療的ケアが受けられるよう人材育成をお願いします。</p> <p>②家族（介護者）の入院などの緊急時、障害児者と高齢者を抱える家族の休息などに利用出来る短期入所施設を整備して下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療型短期入所事業所数は9事業所（京都市内含む）で、うち受入は5事業所（北部医療センター、舞鶴こども、花ノ木医療福祉センター、聖ヨゼフ（麦の穂学園）、南京都病院）。 ・医療的ケア児等福祉サービス導入促進事業の実施（30年度～）を通じた医療型短期入所事業所を拡大。 ・平成30年度の報酬改定で福祉型短期入所事業所は、福祉型強化型短期入所サービス費（看護職員を常勤換算で1名以上配置した施設に高い報酬単価を設定）や、医療的ケア対応加算（医療的ケアが必要な児者を受け入れた場合に120単位加算）、重度児者対応支援加算（区分5・6又は児童区分3の者が50%以上の施設に30単位加算）が創設された。 ・医療型短期入所は、報酬改定で報酬の増額に加え、府独自に行ってきた医療型短期入所拡大施策について、従来の北部地域のみから府域全域（京都市は除く）に拡大。 	<p>①・平成30年度の報酬改定で、医療的ケアが必要な障害児者の受入れを積極的支援のため、福祉型短期入所に新たな報酬区分が創設され、常勤の看護師を一人以上配置、また配置した際の評価で配置加算も創設される等、短期入所の報酬及び基準の見直しが行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市も国の動向を注視し、今後とも利用者・事業所の要望把握に努め、国に引き続きニーズに応じた適切な制度となるよう要望していく。 <p>②市の直接整備は困難で、民間事業所が短期入所事業所を併設の場合、国庫補助を活用した整備助成を行っている。</p>
<p>6 不測の事態に速やかに対応出来るよう、作業所やスクールバスに看護師を配置できるようにして下さい。</p>	<p>(市要望行動参加役員から確認された事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就労系サービス（就労移行支援、就労継続支援A型・B型）に、「医療連携体制加算」で事業所が医療機関等と連携し、看護職員が事業所を訪問して利用者に看護を行った際に評価される加算がある。全ての事業所に看護師の配置は困難だが、当制度が多く事業所に取り込め充実した加算となるよう国に要望していく。 ・スクールバスでの総合支援学校の送迎は、医療的ケアを要する重度障害児童生徒は、多くの児童生徒が同乗し一定の時間で既定のコースを運行するスクールバスの特性上、不測の事態が発生した場合に看護師が添乗しても医療的ケア等の実施は困難と判断している。 ・現在市の財政状況及び看護師の配置状況を考慮し、看護師のスクールバス乗車は困難で、不測の事態発生に備え、緊急対応のマニュアルを作成している。また各児童生徒に対し、保護者・医療機関の協力も得て個別の対応マニュアルを各校で作成し、速やかな対応ができる体制を整えている。今後とも緊急時対応も含め、安全な通学のあり方について各校の保護者のニーズを踏まえ、学校とも協議を重ね検討していく。
<p>7 行動障害のある人の通所にガイドヘルパーが利用出来るようにして下さい。</p>	<p>(市要望行動参加役員から確認された事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重度訪問介護や行動援護等国のガイドヘルプサービスでは、通勤や通所等で通年かつ長期の利用はできないとされている。 ・市の移動支援事業は、平成30年4月から通学支援の対象者要件に、強度行動障害を有し保護者が送迎する必要がある障害児も加えるなど、利用者のニーズに応えるよう事業の充実に独自に取り組んでいる。通所等の利用は国のサービスの取扱いを踏襲し、要件の緩和は困難。 ・市では平成30年度の21大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議を通じ、国に適切な報酬単価の設定を引き続き要望し、特に通所サービスは送迎が重要なため十分な報酬とするよう要望している。国の動向を注視し引き続き必要な意見を述べていく。

<p>IV 権利擁護、差別・虐待防止について</p>		
<p>※2 障害児者福祉施設における虐待防止対策を強化して下さい。 ①施設職員の倫理の徹底や事業所の管理・監督体制の指導を強化して下さい。</p> <p>②施設職員に対する障害特性や支援方法等に関する実践型研修の実施を徹底して下さい。 ③強度行動障害研修モデル事業を総括するとともに、その成果を活用して下さい。</p>	<p>①・虐待通報のあった事業所は、障害者虐待防止法に基づき市町村が行う事実確認を支援し、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所に対する実地指導又は監査を行うこととしている。 ・実地指導等は、指定基準の中の虐待防止研修の実施、運営規程・重要事項説明書への記載、苦情処理体制及び身体拘束の記録等について調査を行い、状況に応じて文書指摘・改善勧告等で改善を指導し、その後の改善状況について報告を求め確認を行っている。 ・平成30年度の報酬改定で身体拘束廃止未実施減算が介護保険サービスと同様に新設されたが、これも身体拘束実施時に必要な記録が無い等のケースは自主返還を文書指摘している。 ・引き続き、事業所に対する機動的で適切な指導監督に努め、施設における研修の充実と、府も施設職員に対する虐待防止の研修を重点的に実施していきたい。</p> <p>②・府内施設における障害者虐待の認定件数は、29年度7件（速報値）、28年度10件、27年度6件。また府虐待防止研修受講者数は、30年度328名（7/11、9/26の2回実施）、29年度304名、28年度367名。 ・平成24年度から京都府権利擁護支援センターを運営し、「専門職チームの市町村への派遣」「市町村からの電話相談」「市町村の研修会等への専門職の派遣」等を実施している。また、障害福祉サービス事業所等の管理者・従事者等を対象に、障害者虐待防止・権利擁護研修を実施している。</p> <p>③強度行動障害モデル事業は、昨年度から実施し現在7ケースに集中支援を実施したが、強度行動障害を持つ利用者に対し、行動の問題に焦点をあて集中的な支援を行うことで、問題とされる行動の軽減を図り、事例を通じて得られた知見や経験を広めるべく、市町村の担当者等を対象に研修実施した。今後も事例を積み上げ、成果を広げていきたい。</p>	<p>(府あて事項)</p>
<p>V 障害児教育について</p>		
<p>※1 障害児者が地域で生涯安心して過ごすためには家庭・地域・福祉・医療の連携が重要と考えられるが、現実には個人情報保護が壁となって必要な情報共有が困難で、十分な支援が困難なことが起きている。府におかれては福祉・教育・保健・医療の各分野の連携ネットワークが構築されたと聞くが、取り組みの進捗状況を教えて下さい。</p>	<p>・平成30年度中に、府域・圏域・市町村単位で、医療的ケア児の支援のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置したい。 ・障害福祉計画・障害児福祉計画で、平成30年度中に協議の場を設置予定で、協議の場を通じ情報共有を図り、医療的ケア児への支援が十分行き届くようにしたい。また、市町村の協議の場に研修を受けた「医療的ケア児等コーディネーター」も参画する予定。</p>	<p>(府あて事項)</p>
<p>2 放課後等デイサービス事業を利用する児童の安全を確保するため、学校と放課後等デイサービス事業所との連携を密にするよう指導して下さい。</p>	<p>(市あて事項)</p>	<p>・学校や関係機関と事業者との連携は重要な課題と認識し、市で実施の放課後等デイサービス・児童発達支援事業所向け職員研修でも、教育との連携をテーマの時間を設け、関係機関との連携を事業者に指導していく。</p>

<p>Ⅶ 雇用・就労について</p> <p>※1 中央省庁等で発覚した障害者雇用の水増し問題は京都府市においてはなかったと承知しておりますが、次の点について教えて下さい。</p> <p>(1) 障害者雇用率算定においてどのようなルールを設けているのか、また、類似問題の未然防止に向けてどのような対策を検討されているか。</p> <p>(2) 障害者の採用試験及び採用後の就労にどのような合理的配慮がなされているか。</p> <p>(3) 障害種別ごとの雇用人数、配置職種、勤続年数の実態について。</p>	<p>(1) ・京都府では、昭和59年度から身体障害者を対象に、また平成25年度から知的障害者を対象に採用試験を毎年度実施している。</p> <p>・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している職員を算定の対象としている。障害者採用試験で採用した職員は、採用後に障害者手帳を取得した職員にも障害者手帳を確認し、所属長の面談を通して手帳の取得状況の変更がないか毎年確認している。</p> <p>(2) ・採用選考試験で、点字による受験や補装具等の持ち込み、手話通訳者の設置のほか、受験者の障害の状況や申し出に応じて必要な配慮を行っている。</p> <p>・採用後は、聴覚障害を持つ職員の所属への補聴器対応電話機の設置、音声言語を文字化するアプリケーションの活用など、必要に応じて合理的配慮を実施している。</p> <p>(3) 京都府知事部局で身体障害者74名、知的障害者4名、精神障害者2名を雇用している。職種は障害者を対象とした採用選考試験で、事務職の職員を募集している。勤続年数は統計をとっていないため、把握していない。</p>	<p>(1) 市は厚生労働省のガイドラインに沿って雇用率の算定を行っている。再発防止は厚生労働省で検討の内容を踏まえ、適切に対応していく。</p> <p>(2) ・採用試験は点字の筆記試験、筆談・手話通訳を用いた面接試験を実施。その他補装具の持ち込み許可や試験時間の延長等障害の程度に応じ個別に対応。</p> <p>・採用後、パソコンの外付けモニターや音声読み上げソフトの導入等障害の種類に応じ物理的な対応を行うほか、身体状況等に応じ外勤の少ない職場への配置等個別配慮も行っている。</p> <p>(3) ・障害種別職員数(市長部局、平成30年6月現在)は、身体障害者136人、知的障害者0人、精神障害者26人</p> <p>・配置職種は、事務職や技術職、免許資格職等幅広い職種で障害のある職員を雇用。</p> <p>・勤続年数は、他の職員と大きな違いはない。</p>
<p>Ⅷ 防災・非常時対策について</p> <p>※1 災害時における障害児者の安全確保施策を充実して下さい。</p> <p>福祉避難所に確実に入所できて平穩に過ごせるよう次の点について整備等をお願いします。</p> <p>府におかれては、市町村と連携協調して推進して頂きますよう併せてお願いします。</p> <p>①障害児者が速やかにかつ安全に避難できるよう、避難指示連絡体制や避難支援体制を整備して下さい。</p> <p>②障害特性に配慮した施設・構造・設備・機材を確保して下さい。</p> <p>③避難所生活が不可能な障害児者にも健康面での配慮及び生活物資や情報が届く仕組みを確保して下さい。</p> <p>④避難所運営マニュアルを整備し、対象者を含んだ避難訓練と避難所運営訓練が実施されるよう図って下さい。</p>	<p>①・京都府では早期避難に結びつけるため、京都府危機管理ウェブの公開、防災防犯情報メール配信等により避難情報も誰でも入手できるよう整備している。日頃からいざというときに備え、HPの閲覧やメール配信サービスの登録をしてもらい、避難経路、タイミング等を支援者・家族等で決めてもらうなど協力をお願いしたい。</p> <p>・地域の自主防災組織に災害時迅速に対応してもらうよう、タイムラインの作成指針を策定し、避難できない状況とならないよう市町村を通じて働きかけを行っている。</p> <p>②災害時にダンボールベッド、福祉用具、衛生用品等の確保のため、関係団体と協定を締結し、必要な物資等が速やかに確保できる体制を構築。また今年度より、地域共生社会実現サポート事業補助金制度も市町村とともに必要物資等の整備・備蓄の支援を実施。</p> <p>③・一般避難所をユニバーサルデザインを意識して設置できるよう「福祉避難コーナー設置ガイドライン」を策定し、市町村の避難訓練で本ガイドラインを活用した訓練を実施し、京都DWA T(災害派遣福祉チーム)を避難所に派遣して対応出来るよう要請。</p> <p>・避難所の整備と併せ、避難所で日常生活の支援ができるよう福祉職で構成する京都府災害派遣福祉チーム(京都DWA T)や福祉避難サポートリーダーを養成し、災害時に避難所で安心して過ごせるよう進めたい。</p> <p>④・市町村に対し適切な避難所の運営を進められるよう、国の「福祉避難所の運営マニュアル」の提供や福祉避難所の周知について養成。</p> <p>・府総合防災訓練や地域の防災訓練に障害の方も参加して取り組むよう推進。</p>	<p>①②・重度障害者等災害発生時に移送手段の確保が難しい人の避難支援対策推進のため、単身等の重度障害者対象の「個別避難計画」を策定し、モデル実施等を検討していく。</p> <p>・福祉避難所事前指定に係る障害特性に配慮した施設等の確保は、構造、設備及び機材が整う障害者施設の協力を得て、平成30年11月現在81箇所を事前指定している。</p> <p>・運営マニュアルは、平成25年3月に京都市福祉避難所運営ガイドラインを策定しており、平成29年3月に改訂し福祉避難所運営の実効性を高めるよう取り組んでいる。</p> <p>・平成25年度以降毎年度、京都市総合防災訓練で福祉避難所設置・運営訓練を事前指定施設で実施している。今後も関係団体等と連携を図り、福祉避難所の運営の実効性の確保に努めていく。</p> <p>③④・地域避難所は、避難者の対策活動だけでなく、地域の被災者の食料、物資等の共有、情報の収集・連絡等様々な災害対策活動の拠点と位置付けている。</p> <p>・避難所運営マニュアルは、平成30年10月現在425箇所中421箇所策定済み。</p> <p>・今後、各区役所・支所の防災担当、自主防災会等と連携し、要配慮者への対応も含め各避難所で策定の運営マニュアルに基づく避難所運営訓練の実施、訓練結果を受けた運営マニュアルの見直し及び新規指定の避難所運営マニュアルの策定を行い、避難所開設・運営の基本方針である要配慮者に優しい避難所づくりに取り組んでいく。</p>

IX 保健・医療について		
<p>※1 障害児者が安心して受診できる医療体制を構築して下さい。</p> <p>(1) 障害特性を理解した医療職員を養成して下さい。</p> <p>①学校教育をはじめ医療職のあらゆる養成段階で障害特性に関する教育が行われるよう関係機関に働き掛けて下さい。</p> <p>②全ての医療職員に対し、障害特性に関する研修を常態化して下さい。とりわけ、「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」を確実に実施して下さい。</p>	<p>①・看護師等の養成課程で、専門基礎分野の社会福祉科目で障害者福祉を学び、社会福祉と医療、社会保障制度の連携の理解を深めるカリキュラムが組まれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府として看護師等養成所定期指導調査で、上記が適切に行われているか確認している。 ・今後も看護師等養成所定期指導調査及び京都府看護学校連絡協議会等の場を通じ障害特性の理解が進むようお願いしていきたい。 <p>②・かかりつけ医等発達障害者対応力向上研修は、国段階で行われる研修を受講した医師等が、地域でかかりつけ医等に対して行った研修に対し国から補助がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府ではこの国の事業を活用していないが、同趣旨で平成27年度に「発達障害医師研修」を行い、平成28年度以降は各地区医師会と連携して研修を実施しており、引き続き研修実施の拡大に向けて調整を図っていききたい。 	<p>①・市管轄の大学、看護学校等医療職の養成機関はなく、要望の働き掛けは難しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児支援に関し、昨春策定の「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」で実態把握のうえ福祉・保健・教育等の関係機関が連携し、協議の場を設置する予定。 <p>②・「かかりつけ医等発達障害者対応力向上研修」は、国の定める地域生活支援事業のメニューの一つで、発達障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、最初に相談を受け又は診療する小児科医等のかかりつけ医等の医療従事者に対し、発達障害に関する対応力向上研修を実施し、一定水準の発達障害の診療、対応を可能とすることを目的としたもの。本研修は、現場の実態・課題を聞く中で研究したい。</p>
<p>(2) 地域の保健・医療態勢を整備して下さい。</p> <p>①障害の重度重複化・重症化・高齢化により医療との連携が一層重要となっていることに鑑み、京都地域包括ケア推進機構のようなネットワークの整備を図って下さい。</p> <p>②親なき後など本人の身近にキーパーソンがいなくても受診・入退院・事後ケアなど一連の支援が受けられるような仕組みを構築して下さい。</p> <p>③知的障害者の治療・手術・入院への不安の軽減を図る体制を整備して下さい。</p> <p>④国が平成29年度から募集している医療的ケア児支援促進モデル事業に積極的に取り組んで下さい。</p> <p>⑤意志決定が困難な重度の知的障害者に関する医的侵襲行為の同意の仕組みの整備を関係機関や国に働き掛けて下さい。</p>	<p>①・医療的ケアに関する連携の部会設置や、全体会で協議の場を設ける自立支援協議会が各圏域で増えている。(設置済み：丹後・中丹・乙訓・山城北、設置予定：山城南)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政だけでなく、福祉事業者や地域の医療機関と連携して取り組むところもあり、各圏域の取組内容が共有できるよう、情報提供や意見交換を行っていききたい。 <p>②「親亡き後」等への対応を見据え、地域生活支援拠点の整備を進め、障害者の生活を地域全体で支えるため、地域の実情に応じて、居住支援のサービス提供体制を構築し、地域生活支援拠点の整備(各市町村又は各圏域に1か所)を進め、市町村が実施する成年後見制度の利用促進等の取組を支援している。</p> <p>③要望の主旨を踏まえ、対応について検討していきたい。</p> <p>④・医療的ケア児支援促進モデル事業で、医療的ケア児の並行通園(保育所、放課後児童クラブ)の促進や、障害児通所支援事業所で医療的ケア児の受入を促進のための取組に対し国から補助が受けられる。(事業主体は都道府県及び市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在実施はないが、今後医療的ケア児が他の子どもと社会で交流し成長できるよう、事業導入を検討。 <p>⑤・医療侵襲行為の同意は知的障害者だけでなく、自らの意思決定が困難な全てに共通する課題であり、裁判例や学識経験者の意見も様々である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後もどのような課題があるのか状況把握に努めたい。 	<p>①障害事情に合った専門医との連携が重要と考え、圏域の地域自立支援協議会等既存ネットワークの活用も含め、住み慣れた地域で安心して暮らせる生活環境の整備が重要と考える。</p> <p>②・障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、親亡き後に備えた多様なニーズに対応する支援体制の構築が求められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方の日常生活に関する相談は、区役所・支所保健福祉センターや地域の身近な相談窓口の障害者地域生活支援センター等で応じてきた。また安心安全な住まいの場として重要な役割を果たすグループホームの整備、一人暮らしを始めた方を定期的に訪問し、生活安定を支援のため創設の「自立生活援助」の新たな福祉サービスの活用等、引き続き必要なサービスを円滑に提供できる支援体制づくりを推進していく。 <p>③障害者の治療・手術・入院等への不安軽減は、「視覚障害者の入院中の意思疎通支援事業」や「京都市重度障害者入院時支援員派遣事業」等を実施し、医療スタッフとのコミュニケーションを支援することで不安軽減を図っている。引き続き不安の軽減に取り組んでいく。</p> <p>④・「医療的ケア児支援促進モデル事業」では、事業所での医療的ケア児の受入促進の取組として、市で障害児通所支援事業所の従業員に対し、事業者が喀痰吸引等第3号研修を受講させる場合、受講費用を補助する事業を独自に実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児コーディネーターの養成や医療的ケア児の支援に関する協議の場の設置等、医療的ケア児に必要な支援の提供が可能な体制整備を行う検討をしている。 <p>⑤・平成29年3月に内閣府で策定の成年後見制度利用促進計画で、成年被後見人等の医療・介護に係る意思決定が困難な人の支援等の検討を進めるとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は医療や福祉関係者等の合意を得ながら、医療・介護等の現場で関係者が対応を行う際の指針を作成し、社会に提示し、成年後見人等の具体的役割が明らかになるよう検討を進めるとしている。 ・市は国の検討状況をしっかり注視していく。

<p>⑥在宅の重度障害児者に対し、夜間でも往診や訪問看護が出来る24時間態勢を早急に整備して下さい。</p>	<p>⑥・在宅の重度障害児者は、効果的な対策が難しいのが現状と認識。府として平成26年度から医療的ケアの必要な児者が北部医療センターの短期入所を利用する際の支援として「重症心身障害児（者）ショートステイ利用支援事業」を実施、平成30年度から「医療的ケア児等福祉サービス導入促進事業」として府域全域（京都市域を除く）に拡大。 ・今後とも、在宅重度障害児者へのサービスの充実が図られるよう検討していく。</p>	<p>⑥・医師の応招義務は、医師法19条に「診療に従事する医師は、診察治療の求めがあった場合には正当な事由がなければこれを拒んではならない」と規定。この「正当な事由」の明確な基準はなく、医療機関側の受入態勢（夜間を含む24時間）が整わず、患者の安全が確保できない等の理由の場合は、行政として医療機関に対し強い指導ができないのが現状。 ・夜間及び休日は急病診療所で受診ができ、障害児者は付き添いの方の情報で診療を行う。しかし平成28年6月3日付で「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」（関係府省部局長連名通知）が発出され、小児・在宅医療の提供体制を構築するに当たり、医療法第30条の4に規定する医療計画策定の参考で、急変時の対応等の医療にも配慮する旨の記載があり、京都府保健医療計画（平成30年3月）で医療的ケア児の在宅支援について対策の方向が示されている。</p>
<p>⑦府南部に障害者歯科センターをつくって下さい。</p>	<p>⑦・現在、府内に障害者に対する歯科診療を専門に行う診療所で、京都府歯科医師会が運営する「京都歯科サービスセンター中央診療所（中京区）」が設置のほか、府北部の診療体制確保のため、平成26年に「京都歯科サービスセンター北部診療所」が設置された。 ・今後も要望があれば関係機関につなげていきたい。</p>	<p>⑦障害のある方の歯科保健サービスは、京都府歯科医師会が設置の「京都歯科サービスセンター中央診療所」で障害者歯科診療等の実施を補助し、全身麻酔等の設備整備等の提供サービスの充実に取り組んでいる。</p>
<p>⑧重度障害児者が身近な場所でリハビリテーションを継続して受けられる体制整備を引き続き推進して下さい。</p>	<p>⑧・小児リハ対応医療機関等関連施設の情報を医療機関、訪問看護ステーション、関係団体、市町村等に配布し、小児リハに対応できる情報を共有し小児リハを受けられる体制の周知を図っているが、情報の精度をあげていく。 ・例年実施の小児・障害児者リハ研修会を障害者支援施設の職員に継続して行い、小児・障害児者リハの認識を広め、受入の体制整備をさらに推進していく。また、必要に応じ小児リハや障害児の摂食・嚥下障害に対する相談・助言を行うため、福祉施設等の訪問を展開しているほか、高齢者健康福祉圏域ごとに指定の地域リハ支援センターでも、事例検討会の開催、訪問支援を行い、心身障害児者に対する適切なリハが提供できる支援の充実を図る。 ・これらは北部サテライトの設置で、丹後・中丹圏域に細やかに事業推進を図っていく。</p>	<p>⑧地域リハビリテーション推進センターは、障害福祉サービス事業所職員等を対象に、リハビリテーションの知識や技術の向上の研修等を引き続き実施していく。</p>
<p>X その他</p>		
<p>2 親の会の会報等が社会福祉協議会や学校等、関係機関の窓口等に配架できるよう働き掛けて下さい。</p>	<p>（市要望行動参加役員から確認された事項）</p>	<p>・社会福祉協議会は、福祉に係る配架物であれば受付可能とのこと。 ・学校の配架は、学校への報告・協議等、学校の判断に委ねられており関係課へ相談のこと。</p>

<p>【追加質疑】</p> <p>①北部ではヘルパー職員（行動援護資格ヘルパーが特にすくない。5名しかおられない。）が少ないので、北部でも研修が受けれるように研修会場を設けて下さい。</p> <p>②作業所での給食体制加算の見直しが考えられていますのでなくならないように検討してください。</p> <p>③地域活動センターを利用する場合、特に北部では交通費がかなり掛かりますので、国や市町村に補助が出るように働きかけて下さい。</p>	<p>①検討したい。</p> <p>②国に対し要望は続けていきたい。</p> <p>③検討していきたい。</p>	<p>(府要望行動参加役員から追加確認された事項)</p>
<p>①平成32年度の療養介護目標数値586床で平成28年度419床に比べ167床増えていますが、この増えた数値は新設か増築か対応をどのように考えておられますか。</p> <p>②京都府の平成32年度までの障害福祉サービスの数値目標は各市町村の数値を積み上げておられるとお聞きしましたので、各市町村の目標数値を京都府から提供していただけないでしょうか。</p> <p>③日中サービス型共同生活援助の制度が新しくできましたが、現在京都府で手を上げておられる事業所さんはおられませんか。</p>	<p>①基本は市町村が計画を立て整備していく必要がある。</p> <p>②検討したい。</p> <p>③現在はない。</p>	<p>(府要望行動参加役員から追加確認された事項)</p>